

雇用・就労の促進施策

障害のある人の就労意欲が高まっている中で、障害のある人が、希望や能力、適性を十分にいかし、障害の特性等に応じて活躍できること、障害のある人と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けて、障害者雇用対策の一層の充実を図っていく必要がある。

1. 障害のある人の雇用の場の拡大

(1) 障害者雇用の現状

ア 2022年障害者雇用状況報告

対象障害者を1人以上雇用する義務がある民間企業（常用雇用労働者数43.5人以上）については、毎年6月1日時点の障害者雇用の状況を報告することになっている。2022年の報告結果は次のとおりである。

なお、障害者雇用状況報告では、重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

また、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

ただし、精神障害者である短時間労働者については、当分の間、1人分としてカウントされる（2022年障害者雇用状況報告時点では、新規雇入れから3年以内等の要件が設けられていたが、2023年4月から当該要件を廃止し、当分の間、延長された）。

① 民間企業の状況

2022年6月1日現在の障害者雇用状況は、雇用障害者数が19年連続で過去最高を更新し、613,958.0人（前年同日597,786.0人）となるなど、一層進展している。また、障害者である労働者の実数は516,447人（前年同日499,985人）となった。雇用者のうち身体障害者は357,767.5人（前年同日359,067.5人）、知的障害者は146,426.0人（前年同日140,665.0人）、精神障害者は109,764.5人（前年同日98,053.5人）と、知的障害者、精神障害者が前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。

また、民間企業が雇用している障害者の割合（以下本章では「実雇用率」という。）は2.25%（前年同日2.20%）であった。

企業規模別に割合をみると、43.5～100人未満規模で1.84%、100～300人未満規模で2.08%、300～500人未満規模で2.11%、500～1,000人未満規模で2.26%、1,000人以上規模で2.48%となった。

一方、法定雇用率を達成した企業の割合は、48.3%となった。なお、雇用されている障害者数については、全ての企業規模で前年の報告より増加した。

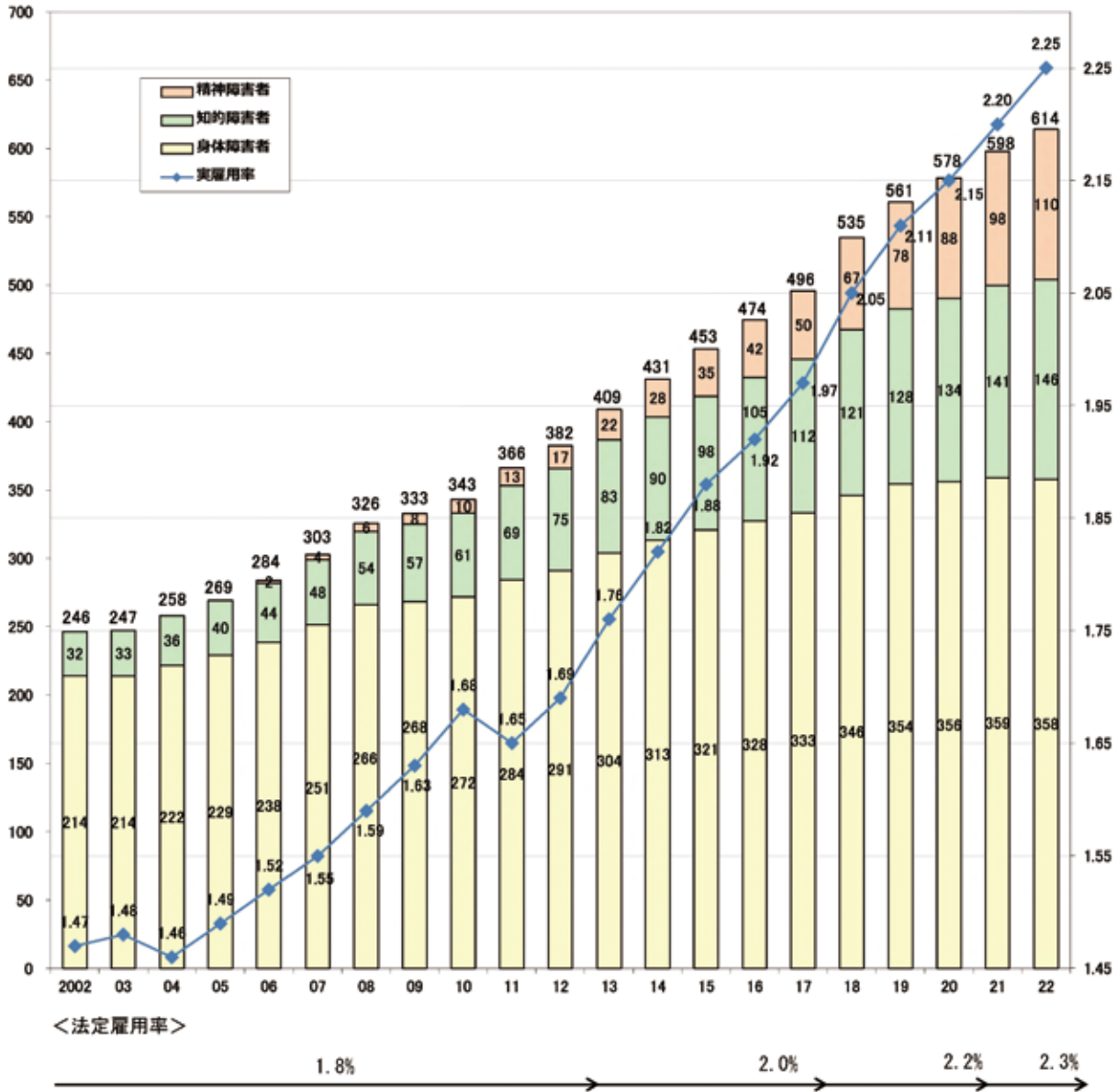
■ 図表3-7 民間企業における障害者の雇用状況

○実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

(各年6月1日現在)

<障害者の数(千人)>

<実雇用率(%)>



注1: 雇用義務のある企業(2012年までは56人以上規模、2013年から2017年までは50人以上規模、2018年から2020年までは45.5人以上規模、2021年以降は43.5人以上規模の企業)についての集計である。

注2: 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

2005年まで	2011年以降
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 知的障害者である短時間労働者(知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 精神障害者である短時間労働者(※) (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 	

※ 2018年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3: 法定雇用率は2012年までは1.8%、2013年から2017年までは2.0%、2018年から2020年までは2.2%、2021年以降は2.3%となっている。